

(参考) 森林循環利用促進事業(皆伐・再造林補助)の完了基準

標記事業の林地残材搬出と地拵について、完了の基準の参考としてください。

令和2年5月20日

森づくり課

【作業前】

不用木(林地残材)が林地に散在している状態

林地残材搬出の完了基準

不用木(林地残材)が作業道脇や林縁に集材・整理されていること。
林地には人力で移動可能な枝条・幹のみが散在している状態とする

作業道脇に集められた不用木



林地残材運搬

林地には人力で移動可能な枝条・幹のみが散在



【参考: 森林循環利用促進事業実施要領】

第2の2-2(1)人工林皆伐促進(林地残材搬出)事業

人工林の適正な更新を目的として標準伐期齢級以上の林分で行う皆伐に伴う不用木(林地残材)の集材・整理とする。

集材・整理とは、林地残材が作業道脇や林縁に集積され、林地には人力で移動可能な枝条・幹のみが散在している状態をいう。

地拵の完了基準

植栽や下刈作業に支障がないよう枝条等が片付けられている状態とする



集積された枝条等

植栽木周辺に枝条等がない



【参考: 埼玉県森林整備事業竣工検査内規】
(地拵の状況)

第27条 地拵の状況については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを、踏査確認する。